

支給対象事業主の要件が変更となりました

65歳超雇用推進助成金は、厚生労働省において定めた「雇用関係助成金支給要領」に基づき当機構において支給事務を行っております。

雇用関係助成金支給要領が令和5年6月26日に改正となりました。

主な改正点は以下のとおりです。

共通要領 0300 支給要件 0201 支給対象事業主等

新 雇用保険適用事業所の事業主 (支給申請日及び支給決定日の時点で雇用保険被保険者が存在する事業所の事業主であること)

旧 雇用保険適用事業所の事業主 (雇用保険被保険者が存在する事業所の事業主であること)

雇用関係助成金支給要領につきましては、以下のページをご確認ください。

厚生労働省のホームページに移動します

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00026.html

「雇用関係助成金支給要領」に伴い、65歳超雇用推進助成金の取扱いも令和5年6月26日以降変更となります。

ご案内等の改正点は以下のとおりとなります。

65歳超雇用推進助成金制度のご案内(令和5年4月)

1頁 各コース共通事項

◆対象となる事業主

新 ①雇用保険適用事業所の事業主 (支給申請日及び支給決定日の時点で雇用保険被保険者が存在する事業所の事業主であること)

旧 ①雇用保険適用事業所の事業主 (雇用保険被保険者が存在する事業所の事業主であること)

支給申請の手引き(令和5年4月1日)

65歳超雇用推進助成金 65歳超継続雇用促進コース

5頁 第2支給要件等

1支給対象事業主の要件

新 次の(2)から(7)の要件を申請日前日まで((3)については申請日まで)に実施した事業主が支給対象事業主となります。

他社による継続雇用については要件が異なりますので、別冊のパンフレットをご覧ください。
パンフレットについては以下のホームページからダウンロードできます。
<https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/>

(1)雇用保険適用事業所の事業主

雇用保険適用事業所の事業主(支給申請日及び支給決定日の時点で雇用保険被保険者が存在する事業所の事業主)であることが必要です。

旧 次の(1)から(7)の要件を申請日前日まで((3)については申請日まで)に実施した事業主が支給対象事業主となります。

他社による継続雇用については要件が異なりますので、別冊のパンフレットをご覧ください。
パンフレットについては以下のホームページからダウンロードできます。
<https://www.jeed.go.jp/elderly/subsidy/>

(1)雇用保険適用事業所の事業主

雇用保険適用事業所の事業主(雇用保険被保険者が存在する事業所の事業主)であることが必要です。

65歳超雇用推進助成金 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース

5頁 第2支給要件及び支給額等

1支給対象事業主の要件

新 ①雇用保険適用事業所の事業主(支給申請日及び支給決定日の時点で雇用保険被保険者が存在する事業所の事業主)であること

旧 ①雇用保険適用事業所の事業主(雇用保険被保険者が存在する事業所の事業主)であること

65歳超雇用推進助成金 高年齢者無期雇用転換コース

5頁 第2支給要件及び支給額等 1支給対象事業主の要件

(1) 手続き全般にわたり確認する事項

新 ①雇用保険適用事業所(以下「適用事業所」という。)の事業主(支給申請日及び支給決定日の時点で雇用保険被保険者が存在する事業所の事業主)であること

旧 ①雇用保険適用事業所(以下「適用事業所」という。)の事業主(雇用保険被保険者が存在する事業所の事業主)であること